

# 船 橋 市 附 属 機 関 等 運 営 ガ イ ド ラ イ ン

(令和 8 年 5 月 27 日 PFI事業専門委員会説明用抜粋版)

令和 7 年 4 月

船橋市総務部総務法制課

## 1. 船橋市附属機関等運営ガイドライン作成の趣旨

社会経済情勢の変化の中で、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、かつ、公正・透明な開かれた市政の実現のため、プライバシー保護を視野に入れながら、市民の「知る権利」を最大限保障し、多くの市民が市政運営に参加できる機会を拡充することが重要なこととなっております。

本市においては、様々な施策の推進に当たり幅広い意見を聴くため、市民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する附属機関及び附属機関に準ずるもの（以下「附属機関等」という。）を設置しています。

この「船橋市附属機関等運営ガイドライン」は、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応する行政運営を進めていくに当たって、市政への市民意見の反映を図り、市民の市政に対する理解と関心を高めるため、附属機関等の運営の適正化を図ることを目的として作成するものです。

## 2. 附属機関等とは

### (1) 附属機関

「市民・学識経験者等で構成され、市の事務について必要な調停、審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長その他の執行機関等に設置されたものをいう。」

（船橋市附属機関等の設置及び運営に関する指針第2条第1号）

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項において規定されている機関であり、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査又は調査等を行うために設置された当該地方公共団体の職員以外の者を構成員に含む、法律又は条例に基づく合議制の機関であり、その名称は問わないものとされています。

委員の身分は非常勤の特別職であり、附属機関の会議へ出席した委員には、報酬が支払われます。

#### 【地方自治法第138条の4第3項】

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## (2) 附属機関に準ずるもの

「附属機関には該当しないが、その設置目的等に照らして附属機関に近い性質をもつものをいう。」

(船橋市附属機関等の設置及び運営に関する指針第2条第2号)

附属機関に準ずるものとは、附属機関に近い性質をもつが、要綱等の内部規程で定めたものなど、附属機関に該当しないものをいいます。

委員の身分は非常勤の特別職ではなく、附属機関に準ずるものの会議へ出席した委員には、報償費が支払われます。

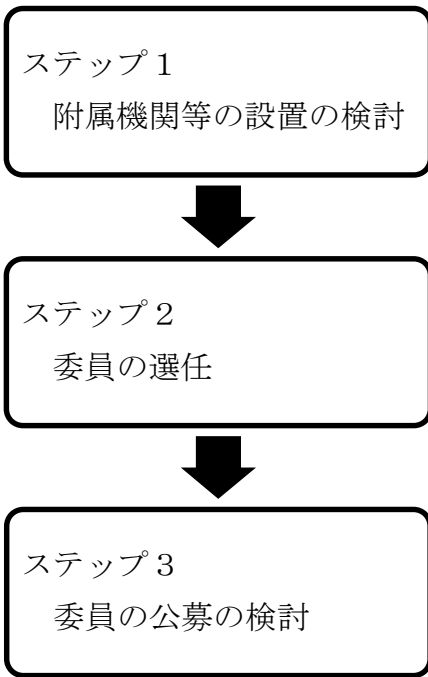
附属機関と誤認されることのないよう、会の名称には、審査会、審議会、調査会という用語を、所掌事務、設置目的等については、調停、審査、諮問、答申、審議、調査等の用語を使用しないでください。

## 3. 附属機関等に関連する指針・要綱

- ・ 船橋市附属機関等の設置及び運営に関する指針（以下「設置運営指針」という。）
- ・ 船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針（以下「公募指針」という。）
- ・ 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「公開実施要綱」という。）

## 4. 附属機関等の設置、運営、公募及び公開等に関するフロー

附属機関等の設置から委員の選任



☞ P 5 ~

○附属機関等の設置に関する留意事項  
(設置運営指針第3条)

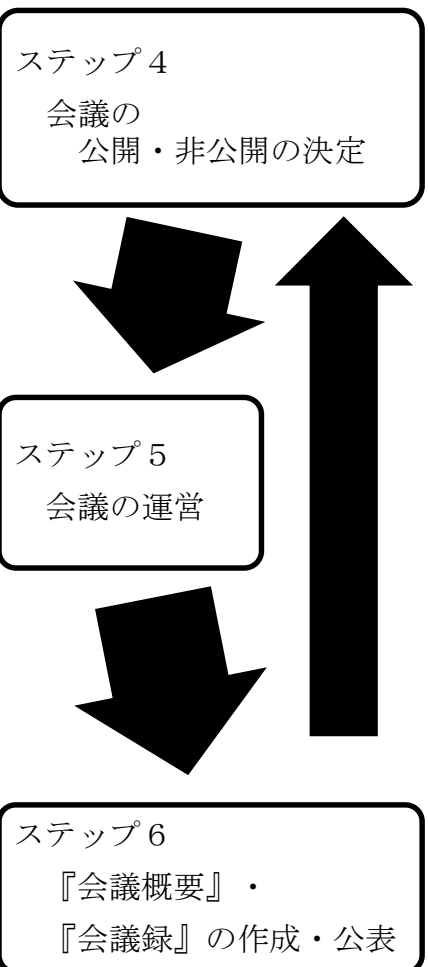
☞ P 7 ~

○委員の選任に関する留意事項  
(設置運営指針第4条)

☞ P 12 ~

○委員の公募に関する留意事項  
(設置運営指針第4条第4号、公募指針)

会議の開催・開催後



☞ P 14 ~

○会議の公開・非公開の決定に関する留意事項  
(公開実施要綱第2条~第4条)

☞ P 18 ~

○会議の運営に関する留意事項  
(公開実施要綱第5条~第7条)

☞ P 21 ~

○『会議概要』・『会議録』の作成・公表に  
関する留意事項 (公開実施要綱第8条)

## ステップ2 委員の選任

### ○委員の選任に関する留意事項

(設置運営指針第4条)

委員の選任に当たっては、以下の事項に留意してください。

- 委員数は原則として20人以内（法律等の定めがある場合、特別の事情があると認められる場合を除く）（第1号）
- 委員に占める女性の比率は、30%以上に高めるように努める（第2号）
- 市職員及び市職員退職者は、不可欠な構成要素である場合を除き、原則として委員としない（第3号）
- 委員の公募の導入について検討し、設置目的、審議内容等を勘案し適当と認められる場合は、実施に努める（第4号）
- 委員がその職責を十分に果たし得るよう、1人の者が就任することができる附属機関等の数は5機関以内（専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合を除く）（第5号）
- 委員の任期は、原則として2年以内。再任は妨げないが通算して10年を超えない（専門的な知識・経験を有する者が他に得られない場合など、特別の事情があると認められる場合を除く）（第6号）
- 委員は、行政への市民の意見反映等の観点から、幅広い年齢層から選ぶ（第7号）
- 会長等は、合議体の自立性を重視し、委員の互選により定めることが原則（第8号）
- 委員の氏名及び役職等は、ホームページ等で公表することをあらかじめ周知し、委員就任後は公表する（当該情報を公にすることにより当該委員の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除く）（第9号）

## ステップ4 会議の公開・非公開の決定

### ○会議の公開・非公開の決定に関する留意事項

(公開実施要綱第2条～第4条)

会議の公開に当たっては、以下の事項に留意してください。

#### ●開催の周知（公開実施要綱第2条）

- ・遅くとも会議開催の1週間前までに会議の開催に係る書面（第1号様式）をホームページに掲載する。
- ・開催場所となる施設に、会議の開催の周知のための設備があるときは会議の名称、日時、場所を記載する。
- ・会議の開催に係る書面の掲載は、会議の開催日の属する月の末日又は会議概要（第2号様式）の公表の日のうちいずれか遅い日まで行う。

#### ●多数の傍聴希望者が予想される場合は、傍聴者数を考慮した会場での開催に努める（公開実施要綱第3条）

#### ●船橋市情報公開条例第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる（公開実施要綱第4条）

市政において重要な役割を果たしている各種の附属機関等は、市民の市政への参加を促進し、市政運営や施策形成における透明性を高められるよう、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条で原則として公開することが定められています。

#### (1) 遅くとも会議開催の1週間前まで

この「会議開催の1週間前まで」とは、会議開催日の1週間前の応当日の前日までとなります。例えば水曜日に開催される会議については、その前週の応当日の前日（火曜日中）に会議の開催の書面を市ホームページ上に掲載する必要があります。**会議開催日の1週間前の応当日（水曜日中）に掲載することは誤り**ですので、ご注意ください。1週間前までに掲載できない場合には、特記事項欄に事情（急遽開催が決定した等）を記載してください。会議開催の周知の遅れ、漏れ等は、会議の隠蔽や故意によるものだと、後日不本意なそしりを受けるおそれがありますので、ご注意ください。

## (5) 船橋市情報公開条例第26条各号

附属機関等の会議は、原則公開となっておりますが、船橋市情報公開条例第26条各号に該当する場合は会議の非公開を決定することができます。各々の附属機関等の設置根拠の規定によりますが、会議の非公開の決定は、原則として、会長等または会議で決めることとなっております。事務局で非公開の決定をするものではありませんのでご注意ください。

### 【船橋市情報公開条例第26条】

(会議の公開)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
- (2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合もの

不開示情報については、資料「船橋市情報公開条例第7条」（P49）を参照してください。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等（以下「独立行政法人等」という。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(会議の公開)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものの会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合